

「男女が共にすすめる職場改革プロジェクト事業運營業務委託」 プロポーザル公募要領

【留意事項】

令和6年第1回岐阜県議会定例会において本事業に係る令和6年度当初予算が可決成立しない場合は、今回の企画提案による業務は実施しませんので、予めご承知願います。

なお、このことに伴い、プロポーザル参加者において損害が生じた場合にあっては、県ではその損害について一切負担しません。

第1 事業の趣旨・目的

企業の経営者及び管理職の中には、「女性はいずれ結婚や出産を機に離職する」と思い込んでいたり、女性が「この会社では女性は営業や企画はできない」と考えているなど、職場内でのアンコンシャス・バイアス（無意識の偏ったモノの見方）があることに気づかないことによる人への評価・対応が継続就業しにくい理由の一つになっている。

課題の解決に向けて、職場内でのアンコンシャス・バイアスを理解するための講座・トークセッションの実施と当該内容を広報媒体等で紹介することにより、県内企業へ波及させ、一層の男女共同参画の推進に寄与するものです。

第2 募集の内容

1 業務委託名

男女が共にすすめる職場改革プロジェクト事業運營業務委託

2 業務委託内容

別紙「男女が共にすすめる職場改革プロジェクト事業運營業務委託仕様書」のとおり

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

4 委託費の上限

1,091,255円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第3 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、業務委託を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとします。

また、単独の法人等にあっては下記①から⑩までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあっては、代表構成員は①及び⑫を満たし、かつ代表構成員を含むすべての共同体の各構成員が②から⑪までのすべての要件を満たしていることとします。

① 岐阜県内に本社、本店、支店または活動拠点を置いている法人等であること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ③ プロポーザル評価会議を開催する日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- ④ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑧ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑨ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑩ 県税等の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- ⑪ 共同体の各構成員は、プロポーザルに参加する他の参加者を兼ねていないこと。
- ⑫ 共同体の代表構成員の出資比率は、当該共同体の構成員の出資比率のうち最大であること。

2 企画提案書の作成

様式1により作成してください。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

① 公募要領等の公表・配布	令和6年2月9日(金)～令和6年3月1日(金)
② 公募要領等に関する質問受付	令和6年2月9日(金)～令和6年3月1日(金)
③ プロポーザル参加申込受付	令和6年2月9日(金)～令和6年3月1日(金)
④ 企画提案書の受付	令和6年2月9日(金)～令和6年3月8日(金)

⑤ プロポーザル評価会議	令和6年3月中旬（予定）
⑥ 審査結果の通知・公表	令和6年3月下旬（予定）

(2) 公募要領等の配布日時

令和6年2月9日（金）～ 令和6年3月1日（金）
8時30分～17時15分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 公募要領等の配布場所

岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター
（岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館第2棟9階）
※公募要領等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページにも掲示します。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/>

(4) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

- ① 受付期間
令和6年2月9日（金）～ 令和6年3月1日（金）
- ② 質問書提出方法
プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、令和6年3月1日（金）17時15分までに質問書（別添1）をFAX、電子メール（ファイル形式はMicrosoft Wordとしてください。）又は郵送により、岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センターに提出してください。
- ③ 回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れがあるものを除き、随時、上記ホームページ上にて公開します。

(5) プロポーザル参加申込書の受付

- ① 受付期間
令和6年2月9日（金）～ 令和6年3月1日（金）
- ② 提出書類
男女が共にすすめる職場改革プロジェクト事業運営業務委託プロポーザル参加申込書（別添2）
- ③ 提出方法
 - ・令和6年3月1日（金）17時15分までに持参又は郵送により、岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センターに提出してください。
 - ・郵送の場合も令和6年3月1日（金）17時15分必着とします。
 - ・郵送の場合、必ず「特定記録」としてください。

(6) 企画提案書の作成・受付

- ① 受付期間
令和6年2月9日（金）～ 令和6年3月8日（金）
- ② 提出書類
 - ア 企画提案書（様式1）
 - イ 見積書（様式自由）
 - ウ 「プロポーザル参加資格」が確認できる書類
 - ・「岐阜県入札参加者資格者名簿（建設工事以外）」に搭載されている場合は、省略することができます。
 - エ 法人概要書（様式2）及び関係書類
 - ・会社概要書（任意様式）

- ・履歴事項全部証明書（提出日において発行日から 30 日以内のもの）
- ・直近 3 事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（団体の場合は、同様の内容が分かる資料）

オ 誓約書（様式 3）

カ 共同体構成員届出（様式 4）（共同体の場合）

キ 男女が共にすすめる職場改革プロジェクト事業運營業務委託に関する共同体協定書の写し

（様式 5）（共同体の場合）

ク 委任状（様式 6）（共同体の場合）※共同体構成員ごとに提出してください。

ケ 社会的課題への取組み（様式 7）

※企画提案書には補足説明資料を添付することができます。（日本工業規格 A 4 縦型（一部 A 3 版資料折込使用可））

※使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

③ 提出部数

9 部（原本 1 部、副本 8 部）

④ 提出方法

- ・令和 6 年 3 月 8 日（金）17 時 15 分までに持参又は郵送により、岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センターに提出してください。
- ・郵送の場合も令和 6 年 3 月 8 日（金）17 時 15 分必着とします。
- ・郵送の場合、必ず「特定記録」としてください。

（7）プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 公募要領に違反すると認められる場合

オ 県が別に設置する男女が共にすすめる職場改革プロジェクト事業運營業務委託プロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）の構成員（以下「構成員」という。）に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 委託費の上限額を超える見積額を提案した場合

ク 受託者評価終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ケ その他評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の

負担とします。

⑦ その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等提出書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 参加者が共同体で申し込む場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人等が業務委託の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人等が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。
- エ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- オ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日の正午までに、辞退届（様式自由）を岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センターに持参又は郵送により申し出てください。

（８）見積書作成に当たっての注意事項

- ・提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。
- ・消費税及び地方消費税に係る課税受託者であるか免税受託者であるかに関わらず見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- ・一般管理費については、事業費の 10 %以内としてください。

第 4 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、評価会議においてプレゼンテーションと企画提案書類により行います。

なお、受託者の選定に当たっては、評価項目（別表 1）に基づき、内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 評価会議

（１）開催日時

令和 6 年 3 月中旬（予定）

（２）開催場所

岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター
（岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館第 2 棟 9 階）

（３）企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション	20 分間以内
構成員からの質疑	10 分間程度

- ・開催日時・場所は予定であり、正式な時間・場所は後日、企画提案業者に通知します。

（４）注意事項

- ・参加人数は 3 名までとしてください。（共同体においても 1 共同体あたり 3 名）
- ・パソコンやスライド機材等を使用することはできません。
- ・プレゼンテーション当日、新規に資料を追加することはできません。
- ・各提案者は、他の提案者のプロポーザル提案を傍聴することができません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象といたしません。

3 評価項目及び配点

別表1のとおり

4 最優秀提案者の選定方法

(1) 選定方法

県が別に定める「男女が共にすすめる職場改革プロジェクト事業運營業務委託プロポーザル評価要領」に基づき、評価会議において次のとおり選定します。

ア 構成員ごとに提案者の評価合計点を算定します。

イ アの評価合計点の高い順に順位点を、次により付与します。

1位：提案者数と同一の点数

2位以下：1位の点数から順に1点ずつ減じた点数

ウ 提案者ごとに順位点を合計し、順位点の合計が最も高い者（以下「最高得点者」という。）を最優秀提案者として決定します。

エ 各構成員の評価点の合計が、評価点上限の合計点の60%以上であることを最低基準とします。

(2) 複数の最高得点者が生じた場合

複数の最高得点者が生じた場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。なお、提案金額が同額である者が複数いる場合は、当該提案者によるくじ引きにより最優秀提案者を決定します。

(3) 提案者が1者またはない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において最低基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。最低基準点に満たない場合、または提案者がいない場合は、該当者なしとします。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、速やかに提案者に文書で通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点

② 全提案者の名称（申込順）

③ 全提案者の評価点及び順位点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿）

④ 最優秀提案者の選定理由

⑤ 評価会議の構成員の氏名

⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

※提案者が2者の場合には、提案者の競争上の地位に配慮し、③は公表しません。

第5 契約に係る留意事項

1 契約の締結

選定した契約交渉の相手方と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。

2 仕様書に係る協議

仕様書の内容は、提案された内容を基本としますが、契約交渉の相手方と県とが行う協議により、必要に応じて仕様書の内容を変更して契約を締結するため、契約額が見積額と異なる額になる場合があります。

3 協議が整わない場合

選定した契約交渉の相手方と県とが行う仕様の協議が整わない場合は、評価結果において順位点が次に高い提案者（基準点を満たす者に限る。）と協議を行います。

4 公募要領への疑義

この公募要領の記載事項について疑義がある場合は、その都度、両者が協議して進めることとします。

5 電子契約サービスを利用した電子契約の締結

契約の締結に当たっては、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行いますので、電子契約の締結を希望する場合は、速やかに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」（様式8）を提出してください。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報の保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、業務委託上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務委託終了後も同様とします。

5 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

① 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念上等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければなりません。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがあります。

② 履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができます。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができることとします。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこととします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について両者協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館第2棟9階

岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター

TEL : 058-214-6431 (直通)

FAX : 058-214-6432

電子メールアドレス : c11234@pref.gifu.lg.jp

別表 1

男女が共にすすめる職場改革プロジェクト事業プロポーザル評価基準

1 評価の方法について

企画提案の内容・実施能力等に関する評価

【評価点】（70点）＝【①事業を適正かつ確実に実施する能力】（25点）
＋【②提案内容の有効性及び実現可能性】（45点）

2 採点について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する（70点満点）。

① 事業を適正かつ確実に実施する能力

評価項目	評価基準	評価基準点				
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	実施体制	10点	8点	6点	4点	2点
2	業務実績	5点	4点	3点	2点	1点
3	見積内容	5点	4点	3点	2点	1点
4	社会的課題への取組み	該当する場合に加点（1～3点）				
		該当する場合に加点（1点）				
		該当する場合に加点（1点）				
小 計		25点満点				

② 提案内容の有効性及び実現可能性

評価項目	評価基準	評価基準点				
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	事業計画	5点	4点	3点	2点	1点
2	講座・トークセッション	25点	20点	15点	10点	5点
3	広報発信	15点	12点	9点	6点	3点
小 計		45点満点				